空家所有者等対象

Ver202504

米原市空家バンク利活用促進奨励金
（令和７年度改正）

空家の利活用に向けた米原市空家バンクの利活用促進を目的として、予算の範囲内で奨励金を交付します。

交付要件	○奨励金の交付日から**２年以上継続して空家バンクに登録**する意思があり、**空家バンク事業に積極的に協力**する意思があること(バンクへの登録について奨励金を申請する場合)。 ○**バンクの利活用により成約**した登録物件であること(登録物件の成約について奨励金を申請する場合)。 ○**奨励金の申請が登録または成約から３か月以内**であること。 ○登録物件が、過去に米原市空家バンク登録奨励金または米原市空家家財処分等補助金の交付を受けていないこと（過去の所有者が当該奨励金または補助金の交付を受けている場合を含む。）。
交付対象者	○空家バンクに登録した空家の所有者等であること。 ○市税等の滞納がないこと。 ○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
奨励金額	**バンクへの登録：１万円** **登録物件の成約：３万円** 米原市公式ウェブサイト
申込方法	以下の書類を御用意の上、下記申請先まで提出してください。 【申請書類および添付書類】 ○空家バンク利活用促進奨励金交付申請書兼請求書 ○空家バンク登録および成約物件証明書 ○誓約書兼同意書

米原市空家バンク

（NPO 法人　滋賀･まいばら空き家対策会）

〒521-0242
滋賀県米原市長岡 1269
TEL/FAX：0749-56-1034

公式サイト 恋する空き家プロジェクト
(http://koisuru-akiya.com/)

恋する空き家

【奨励金のお問い合わせ･申請先】

〒521－8501　滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所　まち整備部　シティセールス課
TEL:0749-53-5140 / FAX:0749-53-5139
E-mail:visit@city.maibara.lg.jp